

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

パワハラ防止措置、2022年4月より中小企業も義務化

職場におけるパワーハラスメント対策として、改正労働施策総合推進法が2020年6月1日から施行されました。そのうち、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小事業主においても**2022年4月1日**から義務化されます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ◆

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ◆

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応 ◆

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
 - ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
 - ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(注2)
- (注1) 事実確認ができた場合
(注2) 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき ◆

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
 - ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
- (注3) 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む

パワハラ「社内相談窓口」運用のポイント

パワハラ防止措置の義務化で相談窓口を設置することになりましたが、実際相談された際に、聞いておくべきことはありますか。

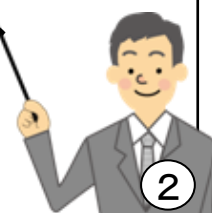


①

記録内容としては、以下項目が考えられます。

- ☑いつ(年 月 日 時間)/ 頻度や期間
- ☑誰から
- ☑どのような(場所、状況、具体的な言動など)
- ☑他の同席者や目撃者の有無/所属や名前など
- ☑他にも同様の被害を受けている者はいるか
- ☑このような行為に至る想定される理由(背景)

「相談記録票」を作成・記入し、その上で人事担当部署などに相談内容を伝え、事実関係を確認することや対応策を検討することについて同意を得ましょう。



②

相談窓口になる職員も初めてのことで不安なようです。相談担当としての心構えがあれば教えてください。



③

プライバシーを守ること、相談により不利益な取扱いを受けないことを説明しましょう。また、中立的な立場で相談を受けるために、相談者の心情に配慮しながら、相談しやすい対応を心がけましょう。

1回の相談時間は長くても50分程度とし、事前に時間を伝えて開始します。相談者の話をゆっくり時間をかけて聴き、せかさないようにしましょう。相談が1回で終わらない場合は、次の相談日を設定して切り上げることで、相談者が気持ちを切り替える時間や冷静な時間をもつことになり、相談の効果を高めます。



④

相談者は精神的にダメージを受けている可能性があるかと思いますが、言っではいけない言葉などがありますか。



⑤

以下のようなことを言っではいけません。

- 相談者の行動にも問題(落ち度)があったのではないかと「責める」
- それはパワハラである、パワハラではないと「断定する」
- 大したことではないから我慢した方がよい、行為者は悪い人ではないから問題にしない方がいいと「説得する」
- 個人的な問題だから相手と二人でじっくり話し合えばいい、そんなことは無視すればいいと「アドバイスする」

自分の価値観や偏見を持つことは厳禁です。相談者が主張する事実を正確に把握することが目的ですので、意見を言うことは原則として控えましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2022.03.22

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG